三十七　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

三十八　市町村の合併準備に要する経費があること。

三十九　合併市町村において全国平均実質公債費比率以上の公債費負担又は公債費負担平準化に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該市町村が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「合併特例法」という。）が適用されるものに限る。）準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（法定の合併協議会が設置された年度後に限る。）とする。

次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　合併を行った市町村（合併特例法が適用されるものに限る。）について、当該合併関係市町村ごとに、次の算式によって算定した額の合算額（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）（ただし、合併を行った年度以後十箇年度に限る。）

算式

（Ａ－Ｂ－Ｃ－Ｄ）×（（Ｅ－Ｆ）／Ｅ）×α×0.5

算式の符号

Ａ　当該合併関係市町村が起こした地方債の当該年度における元利償還金（公営企業債に係るもの及び繰上償還に係るものを除く。）

Ｂ　Ａに充てられた特定財源の額

Ｃ　Ａのうち当該年度の普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債償還費等として基準財政需要額に算入された公債費

Ｄ　Ａのうち当該年度の普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

Ｅ　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における当該合併関係市町村の実質公債費比率

Ｆ　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における合併関係市町村の実質公債費比率のうち最も低い実質公債費比率（ただし、当該最も低い実質公債費比率が、市町村合併が行われた日前の直近の全国平均実質公債費比率を下回る場合は、全国平均実質公債費比率）

α　元利償還金に占める利子（第43号において特別交付税の算定の基礎となった利子を除く。）の割合

二　平成十七年度の四月一日から当該年度の九月三十日までの間において合併を行った市町村（当該合併関係市町村のうち一以上の市町村の実質公債費比率が全国平均のそれを上回る場合に限る。）のうち、合併関係市町村に係る実質公債費比率の格差是正を目的として公債費負担平準化計画（公債費負担の平準化を図ろうとする市町村が、総務大臣の定めるところにより策定する計画をいう。）を実施する市町村について、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間（合併期日が前年度の十月一日以降である場合は、当該合併期日から当該年度の九月三十日までの間）に地方債の繰上償還を行った場合における当該繰上償還に伴い支払った補償金の額に〇・五を乗じて得た額

三十八　座礁船舶の解体撤去に要する経費があること。

三十九　市町村の合併準備に要する経費があること。

四十　合併市町村において全国平均実質公債費比率以上の公債費負担又は公債費負担平準化に要する経費があること。

所有者の不明等やむを得ない理由により座礁船舶を解体撤去するために当該市町村が負担した経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額とする。

市町村の合併（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号。以下「合併特例法」という。）が適用されるものに限る。）準備のために必要な経費として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額（法定の合併協議会が設置された年度後に限る。）とする。

次の各号によって算定した額の合算額とする。

一　合併を行った市町村（合併特例法が適用されるもの及び改正前法附則第二条第一項の規定により、なおその効力を有することとされているものに限る。）について、当該合併関係市町村ごとに、次の算式によって算定した額の合算額（一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円を超えるときは、一〇〇、〇〇〇、〇〇〇円とする。）（ただし、合併を行った年度以後十箇年度に限る。）

算式

（Ａ－Ｂ－Ｃ－Ｄ）×（（Ｅ－Ｆ）／Ｅ）×α×0.5

算式の符号

Ａ　当該合併関係市町村が起こした地方債の当該年度における元利償還金（公営企業債に係るもの及び繰上償還に係るものを除く。）

Ｂ　Ａに充てられた特定財源の額

Ｃ　Ａのうち当該年度の普通交付税の算定において災害復旧費、辺地対策事業債償還費等として基準財政需要額に算入された公債費

Ｄ　Ａのうち当該年度の普通交付税の算定において事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費（普通会計に属する地方債に係るものに限る。）

Ｅ　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における当該合併関係市町村の実質公債費比率

Ｆ　市町村合併が行われた日の属する年度の前年度における合併関係市町村の実質公債費比率のうち最も低い実質公債費比率（ただし、当該最も低い実質公債費比率が、市町村合併が行われた日前の直近の全国平均実質公債費比率を下回る場合は、全国平均実質公債費比率）

α　元利償還金に占める利子（第44号において特別交付税の算定の基礎となった利子を除く。）の割合

二　平成十七年度の四月一日から当該年度の九月三十日までの間において合併を行った市町村（当該合併関係市町村のうち一以上の市町村の実質公債費比率が全国平均のそれを上回る場合に限る。）のうち、合併関係市町村に係る実質公債費比率の格差是正を目的として公債費負担平準化計画（公債費負担の平準化を図ろうとする市町村が、総務大臣の定めるところにより策定する計画をいう。）を実施する市町村について、前年度の十月一日から当該年度の九月三十日までの間（合併期日が前年度の十月一日以降である場合は、当該合併期日から当該年度の九月三十日までの間）に地方債の繰上償還を行った場合における当該繰上償還に伴い支払った補償金の額に〇・五を乗じて得た額